

# 大阪府 大阪市公報

発行所  
大阪市役所  
大阪市北区中之島 1-3-20  
電話 06-6208-7444

## 目 次

### 告 示

大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理審議会委員選挙の当 選人の決定	2
大阪市立有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部の 施行期日	2
街区の区域変更（淀川区）	3
街区の区域変更（東住吉区）	4
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	7
開発行為に関する工事の完了	9
開発行為に関する工事の完了	9
大阪市環境影響評価条例に基づく事後調査計画書の提出	10
放置自動車の処理	11
下水道法の規定により認可を受けた事業計画の変更に関する公 示	12
下水道法の規定により認可を受けた事業計画の変更に関する公 示	13
河川法違反物件の除却	14
舞洲体育館及び舞洲野球場の臨時休業及び臨時開業の承認	14
舞洲運動広場の供用時間の変更の承認	15
公 告	
一般競争入札の執行（廃棄簿冊の売払い）	15
一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車の売払い）	17
条件付一般競争入札の執行（土地の賃貸借）	22
一般競争入札の執行（古新聞等の売払い）	24
一般競争入札の執行（古新聞等の売払い）	27
大阪市職員共済組合組合会の招集	29
市会告示	
条例制定請求代表者の意見陳述の機会に関する告示	30

告 示

## 大阪市告示第218号の2

平成24年2月22日に執行した大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理審議会委員選挙において、次のとおり当選人を決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により公告する。

平成24年2月23日

大阪市長 橋下 徹

## 1 施行地区内の宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏名又は名称	住所又は所在地
宮崎 茂次	大阪府吹田市藤白台2丁目13番7号
小澤 明	大阪市淀川区野中南1丁目7番9号
岡 孝	大阪市淀川区西三国1丁目36番4号
細川建設株式会社	大阪市淀川区東三国4丁目14番16号
水川 輝久	大阪府豊中市末広町3丁目6番10号
桂 茂	大阪市淀川区西三国2丁目4番6号
森田 勲	大阪市淀川区西三国2丁目14番2号
浦濱 祐一	大阪府吹田市佐竹台4丁目8番2号

## 2 施行地区内の宅地について借地権を有する者の中から選挙される委員の当選人

氏名又は名称	住所又は所在地
山室 勇	大阪市淀川区西三国2丁目8番1号
犬伏 豊	大阪市淀川区西三国2丁目10番9号

（都市整備局三国東土地区画整理事務所）

（平24.2.23揭示済）

## 大阪市告示第249号

大阪市立有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成23年大阪市条例第55号）中別表の改正規定（鶴見緑地駅自転車駐車場に係る部分を除く。）は、平成24年3月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表の改正規定（天満駅自転車駐車場、京橋駅自転車駐車場及び関目駅自転車駐車場に係る部分に限る。） 平成24年4月1日
  - (2) 別表の改正規定（中崎町駅自転車駐車場、阿波座駅自転車駐車場、西大橋駅自転車駐車場及び長原駅自転車駐車場に係る部分に限る。） 平成24年4月9日
  - (3) 別表の改正規定（谷町四丁目駅自転車駐車場に係る部分に限る。） 平成24年4月24日
- 平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹  
(建設局管理部自転車対策課)

大阪市告示第250号

大阪市住居表示条例(昭和40年大阪市条例第4号)第2条の規定に基づき、淀川区における街区の区域変更を次のとおり行う。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

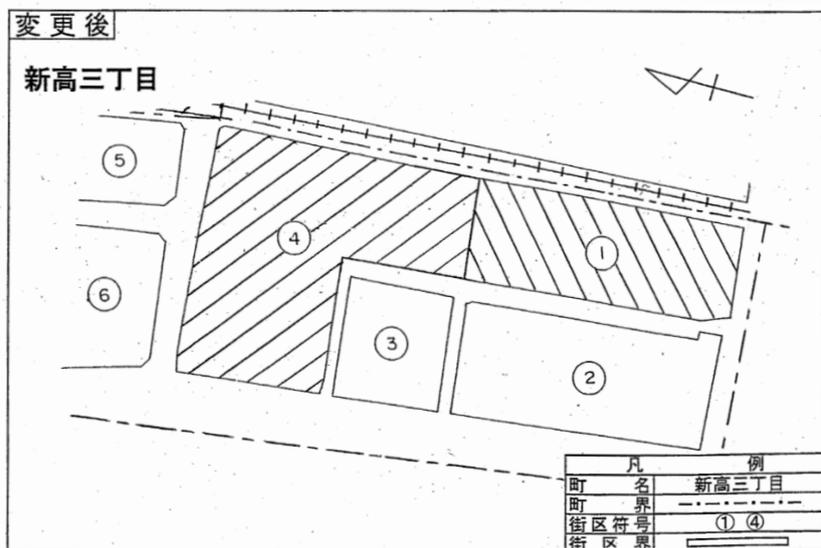
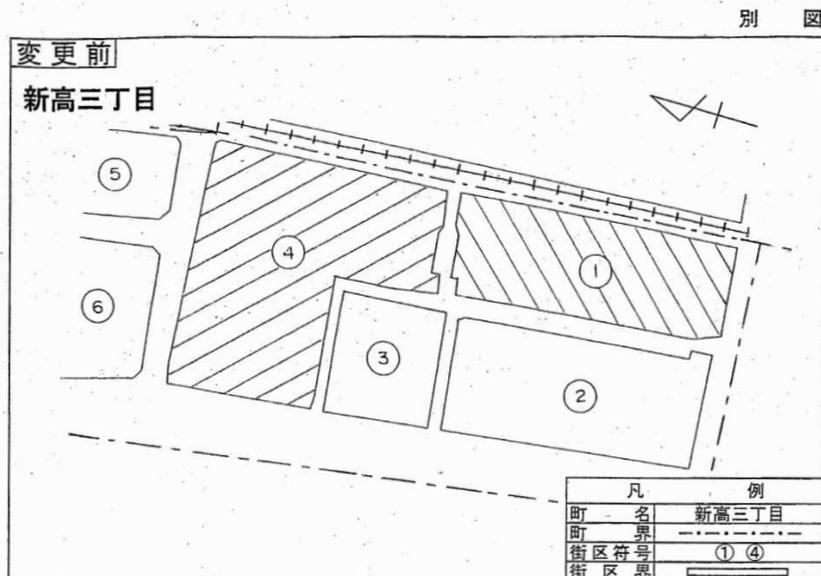
1 街区の区域変更

新高三丁目1番及び4番街区の区域を変更する。

(別図のとおり)

2 実施期日

平成24年3月2日



(市民局市民部区政課)

大阪市告示第251号

大阪市住居表示条例(昭和40年大阪市条例第4号)第2条の規定に基づき、東住吉区における街区の区域変更を次のとおり行う。

平成24年3月2日

大阪市長 橋下 徹

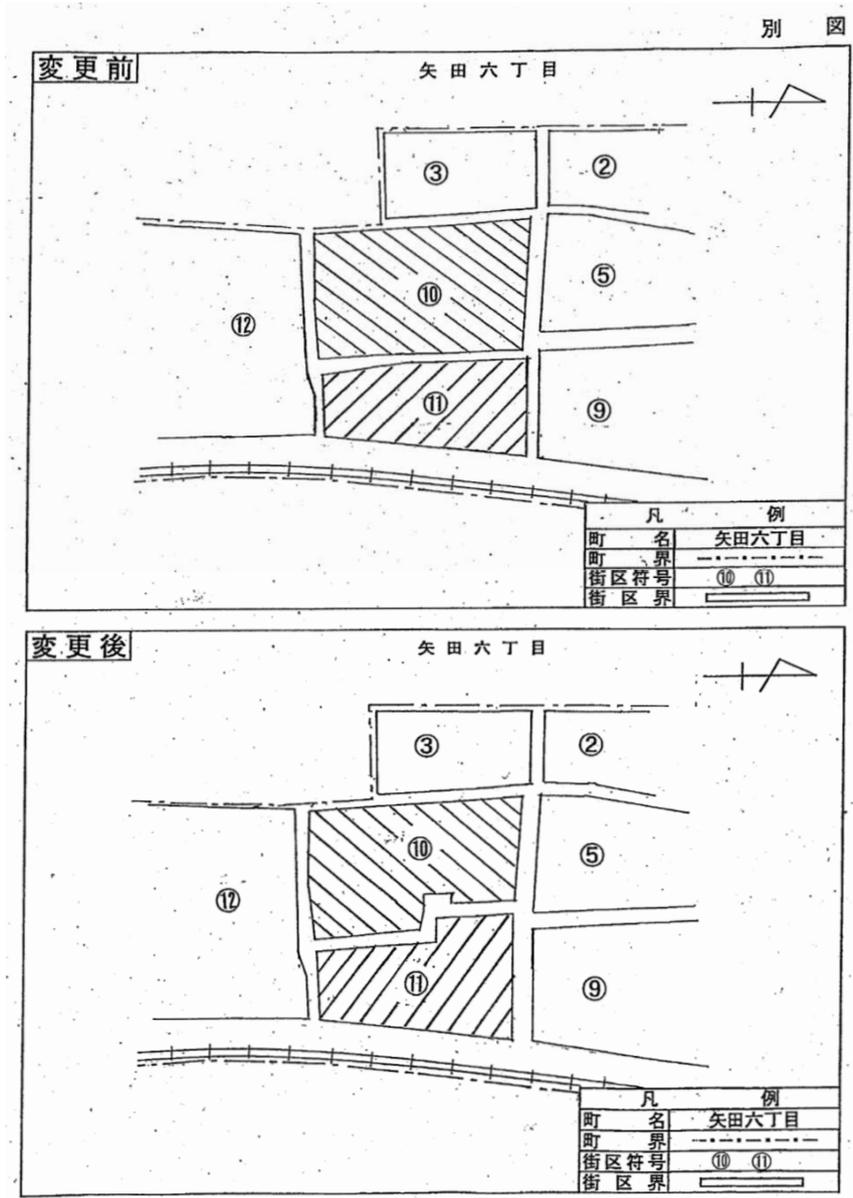
1 街区の区域変更

矢田六丁目10番及び11番街区の区域を変更する。

(別図のとおり)

2 実施期日

平成24年3月2日



(市民局市民部区政課)

大阪市告示第252号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書については、大阪市市民局市民部区政課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年3月2日

大阪市長 橋下 徹

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成24年2月2日
	名 称	特定非営利活動法人日本の祭りネット ワーク
	代表者の氏名	高松 富博
	主たる事務所の所在地	大阪市北区中之島2丁目2番7号 中之島セントラルタワー18階 ダイ ードリンコ株式会社内
	定款に記載された目的	この法人は、日本全土に存在・展開 している伝統文化の範である祭りを 記録し後世に残すため調査、研究、 広報すること。その活動を元にした 社会教育活動を通じて、地域住民に よりその地域社会の誇りの再確認を 促すこと。また祭りを広く日本およ び世界に報じ、伝統文化の持つ偉大 さを知らしめ、伝統文化の普及を図 ること。それにより祭りに対する社 会的関心を高め観光客の誘引を図 り、新たな市場開発と消費の活性化 により地域経済の振興に寄与するこ と。以上のことを目的とする。
	申請のあった年月日	平成24年2月7日
	名 称	特定非営利活動法人ふれあいネットワ ーク
	代表者の氏名	橋本 義彦
	主たる事務所の所在地	大阪市鶴見区今津中1丁目7番3号
	定款に記載された目的	この法人は、お年寄りの日常生活の支

	援、精神的疾患など様々な問題を抱える青少年の自立支援、無職の方々の再就職支援、災害発生時の救援活動などのすべての人が安心して生活を送るための支援活動に関する事業を行うことにより、社会福祉に貢献することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年2月8日
名 称	特定非営利活動法人アップデートジャパン
代表者の氏名	花房 嘉人
主たる事務所の所在地	大阪市福島区吉野4丁目29番20号
定款に記載された目的	この法人は、職や人材を求める者や企業、起業を目標とした人に対し、情報の発信やセミナー、講習会の開催、人材マッチングなどを行い、雇用の創出や経済活動の活性化に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年2月10日
名 称	特定非営利活動法人ラーニング・ジョブ・ライフ
代表者の氏名	前田 収
主たる事務所の所在地	大阪府中央区本町2丁目4番16号611号室
定款に記載された目的	この法人は、広く若者の就職活動を支援し、日本経済の基盤たる中小企業への雇用機会の場を提供する事業を行うことで、若者の自己実現と日本社会の経済発展に貢献することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年2月10日
名 称	特定非営利活動法人ひつじ会
代表者の氏名	清水 友貴
主たる事務所の所在地	大阪市東淀川区相川1丁目4番9-801号
定款に記載された目的	この法人は、地域社会で暮らす、すべての年齢層の人々に、IT教育を受ける機会を提供し、不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。また、障害者や離職者などの社会

	<p>的弱者とされる人々のキャリア形成全般を支援し、高度なIT技術を習得した彼らが、自立して生きられる、健全な情報社会の形成に寄与することを目的とする。さらに、音楽療法やアロマテラピーを学ぶ機会を設け、実施することで、人々の内面からの健康増進に寄与することを目的とする。</p>
申請のあった年月日	平成24年2月10日
名 称	特定非営利活動法人 J P R O
代表者の氏名	大南 勝也
主たる事務所の所在地	大阪市浪速区日本橋東1丁目3番8号
定款に記載された目的	この法人は、広く国民にマリンスポーツの振興を図るとともに、落水・溺水等の水難事故における第一次救命行為の必要性をアピールし、その救命行為に必要な知識・技術を他団体と連携して教授してライフセーバー・ライフガードを育成することにより、もって落水・溺水等の水難事故を撲滅すること及び、海洋スポーツを通じた健全な社会の建設をすることを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年2月13日
名 称	N P O 法人規公会
代表者の氏名	金本 智也
主たる事務所の所在地	大阪市西区九条2丁目22番14号
定款に記載された目的	この法人は、障がい者と高齢者への介護及び自立生活の支援、文化活動等への社会参加に関する事業を行うことにより、障がい者、高齢者と健常者の交流を深め互いの自己実現を図りつつバリアフリーな社会の実現に寄与することを目的とする。

( 市民局市民部区政課 )

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款については、大阪市市民局市民部区政課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成24年2月2日
	名 称	特定非営利活動法人日本ダイバージョ ナルセラピー協会
	代表者の氏名	芹澤 隆子
	主たる事務所の所在地	大阪市北区松ヶ枝町6丁目17番702号
	定款に記載された目的	この法人は、ダイバーショナルセラピ ー(Diversional Therapy)の手法を用 いることによって、年齢を問わず身体 的・精神的な障害・認知症などの枠を 超えて、すべての人々に活性化した生 涯を全うしていただくためのサポート と、適切なアクティビティやレジャー プログラムの提案、自立への支援を目的 とします。
	申請のあった年月日	平成24年2月3日
	名 称	N P O 法 人 O s a k a 2 1
	代表者の氏名	鷹野 和美
	主たる事務所の所在地	大阪市西区立売堀1丁目7番18号
	定款に記載された目的	この法人は、大阪府内に居住する、又 は就労する人々を対象に福祉、健康、 生きがいについての情報の収集と提供、 指導、協力、助言を行い、又新世紀社会 において社会教育の推進、環境、保全、 人材の擁護又は平和の推進、国際協力の 活動、子供の健全育成、などの活動がより 積極的に推進されるための教育と指導者の 養成を実施し、併せて社会人の生涯学習に 関する調査研究、普及啓発、講習会、研修 会等の開催、文化芸術又はスポーツ振興を 図り、より良い社会活動に寄与することを 目的とする。

申請のあった年月日	平成24年2月10日
名 称	特定非営利活動法人市岡国際教育協会
代表者の氏名	吉田 徳夫
主たる事務所の所在地	大阪市港区市岡元町2丁目12番12号
定款に記載された目的	この法人は、日本語日常会話の学習を必要とする人に対し、ボランティアによる「日本語教室」を開設運営すること等により、国際化時代に相応しい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

( 市民局市民部区政課 )

## 大阪市告示第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

## 1 許可番号

平成23年8月4日 大阪市指令計（開）第39号

平成24年1月17日 大阪市指令計（開）第23-39号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市此花区桜島2丁目430番外

## 3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市此花区桜島2丁目1番33号

株式会社 ユー・エス・ジェイ

代表取締役 グレンガンベル

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

( 計画調整局開発調整部開発誘導課 )

## 大阪市告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号  
平成23年10月19日 大阪市指令計(開)第64号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市住吉区长居西1丁目584番3
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号  
フジ住宅 株式会社  
代表取締役 宮脇 宣綱
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道路	5.000m	51.780m	開発者	開発者	すみ切り2カ所 含む。
道路	4.000m	6.000m	開発者	開発者	すみ切り2カ所 含む。
道路	4.000m	6.000m	開発者	開発者	すみ切り2カ所 含む。
下水道	D=200mm	3.950m	大阪市	-	集水ます型 バルブ付 1カ所 新設工

- 5 廃止された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
水道	D=200mm	4.200m	大阪市	-	

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示256号

大阪市環境影響評価条例(平成10年大阪市条例第29号。以下「条例」という。)  
第25条第2項の規定により事後調査計画書の提出を受けたが、その概要は次の

1のとおりである。

条例第25条第3項の規定による事後調査計画書の写しの縦覧については次の2のとおりとする。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 事後調査計画書の概要

##### (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 郵便局株式会社 代表取締役会長 古川 治次

東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

イ 大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 池田 靖忠

大阪市北区梅田1丁目3番1-1100号

##### (2) 対象事業の名称

梅田3丁目計画（仮称）

##### (3) 対象事業の実施を予定している区域

大阪市北区梅田3丁目2番4号、14号、18号

#### 2 事後調査計画書の写しの縦覧

##### (1) 縦覧に供する場所

ア 大阪市環境局環境管理部

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階

イ 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）

大阪市鶴見区緑地公園2番135号

##### (2) 縦覧期間

平成24年3月2日（金）から同年4月2日（月）まで

##### (3) 縦覧時間

ア 大阪市環境局環境管理部

日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

イ 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）

月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）を除く午前10時から午後8時30分まで（日曜日、土曜日、祝日の場合は午後5時まで）

（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年3月16日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普通自動車 (トヨタ 銀色)	西成区潮路1丁目4番先
2	自動二輪車 (スズキ 黒色)	西区新町2丁目7番先
3	普通自動車 (ダイハツ 白色)	平野区平野西4丁目6番先
4	普通自動車 (ダイハツ 緑色)	東住吉区住道矢田8丁目13番先
5	普通自動車 (トヨタ 白色)	東住吉区住道矢田8丁目13番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第258号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により認可を受けた事業計画を変更しようとするので、同法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により公示する。

なお、当該事業計画の変更について、利害関係人は縦覧期間内に大阪市に意見書を提出することができる。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

1 変更に係る予定処理区域

大阪市大野処理区公共下水道  
 大阪市十八条処理区公共下水道  
 大阪市今福処理区公共下水道  
 大阪市中浜処理区公共下水道  
 大阪市放出処理区公共下水道  
 大阪市平野処理区公共下水道  
 大阪市住之江処理区公共下水道  
 大阪市千島処理区公共下水道  
 大阪市此花処理区公共下水道  
 大阪市海老江処理区公共下水道  
 大阪市津守処理区公共下水道

2 工事の着手年月日

昭和35年4月1日

- 3 変更に係る工事の完成予定年月日  
平成31年3月31日
- 4 縦覧（意見募集）期間・縦覧場所  
期間 平成24年3月2日（金）から平成24年3月9日（金）まで  
（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで）  
ただし、日、土曜、祝日は除く。  
縦覧場所 建設局下水道河川部調整課（ATCビル ITM棟6階）
- 5 意見の提出方法  
意見については所定の用紙に記載の上、縦覧期間内に担当まで提出してください。  
なお、用紙は縦覧場所にて配布します。
- 6 意見の検討結果の公表  
後日、ホームページ上にて公表する。
- 7 問い合わせ先  
建設局 下水道河川部 調整課  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号（ATCビル ITM棟6階）  
TEL 06(6615)7594、FAX 06(6615)7690  

（建設局下水道河川部調整課）

大阪市告示第259号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項及び同法施行令第4条の2第1項の規定により認可を受けた事業計画を変更しようとするので、同法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により公示する。

なお、当該事業計画の変更について、利害関係人は縦覧期間内に大阪市に意見書を提出することができる。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 変更に係る予定処理区域  
大阪市寝屋川北部流域関連公共下水道  
大阪市寝屋川南部流域関連公共下水道  
大阪市大和川下流西部流域関連公共下水道
- 2 工事の着手年月日  
昭和47年8月28日
- 3 変更に係る工事の完成予定年月日  
平成27年3月31日
- 4 縦覧（意見募集）期間・縦覧場所  
期間 平成24年3月2日（金）から平成24年3月9日（金）まで  
（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで）

ただし、日、土曜、祝日は除く。

縦覧場所 建設局下水道河川部調整課（ATCビル ITM棟6階）

5 意見の提出方法

意見については所定の用紙に記載の上、縦覧期間内に担当まで提出してください。

なお、用紙は縦覧場所にて配布します。

6 意見の検討結果の公表

後日、ホームページ上にて公表する。

7 問い合わせ先

建設局 下水道河川部 調整課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号（ATCビル ITM棟6階）

TEL 06(6615)7594、FAX 06(6615)7690

（建設局下水道河川部調整課）

大阪市告示第260号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

次の河川区域内にある物件（現場において除却勧告をはってある物件）は、河川法施行令第16条の4第1項第2号に違反するので、平成24年3月16日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

河川名	物件放置場所	物件
住吉川	住之江区柴谷2丁目8番先	テント他一式

（建設局下水道河川部河川課）

大阪市告示第261号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり臨時休業及び臨時開業を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時休業

施設名	月 日
舞洲体育館	平成24年3月12日(月)
	平成24年3月14日(水)から同年3月16日(金)
舞洲野球場	平成24年3月22日(木)

## 2 臨時開業

施設名	月 日
舞洲野球場	平成24年3月21日(水)
	平成24年3月27日(火)

(港湾局総務部集客施設担当)

## 大阪市告示第262号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例(平成6年大阪市条例第26号)第4条第2項の規定により、次のとおり供用時間の変更を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

## 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
舞洲運動広場 (運動場)	平成24年3月2日(金)	午前7時から午後10時まで
	平成24年3月9日(金)	
	平成24年3月16日(金)	
	平成24年3月23日(金)	
	平成24年3月30日(金)	

(港湾局総務部集客施設担当)

## 公 告

## 大阪市公告第46号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

## 1 担当

〒565 0874 大阪府吹田市古江台6丁目2番1号  
 大阪市立弘済院 管理課(計理)  
 電話06 6871 8003

## 2 入札に付すべき事項

売払物品	予定数量
廃棄簿冊	約 1,800 kg

## 3 引取場所及び住所

大阪府吹田市古江台6丁目2番1号

大阪市立弘済院 車庫

## 4 契約期限

平成24年3月31日(土)

## 5 入札参加要件

- (1) 入札参加申請期限までに、大阪市契約管財局契約部物品等契約担当に対し物品売払入札参加の申請を行い、承認証の交付を受けていること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 廃棄物再生事業者登録(事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること)を行っていること

## 6 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
上記1に同じ
- (2) 入札説明書等の交付方法  
公告の日から平成24年3月13日(火)までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く)上記1において無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書の受付期間  
本公告の日から、平成24年3月13日(火)午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

## 7 入札参加資格の審査等

6の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

## 8 入札保証金等

- (1) 入札保証金  
免除
- (2) 契約保証金  
契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10の額以上を納付すること  
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。  
ただし、大阪市契約規則第37条1項に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書の作成の要否  
要

9 入札執行日時及び場所

平成24年3月15日(木) 午前10時30分

大阪市立弘済院 寿楽館

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 落札者の決定方法

予定価格以上で、売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者が平成24年3月16日(金)までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出した場合に落札者とする。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

ただし、落札候補者が平成24年3月16日(金)までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は次順位のことを落札候補者とし、同様の手続きを経ることとする。

12 入札の無効

(1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

(2) 開札後落札決定までに、入札参加申請者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。)が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

13 その他

落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(大阪市立弘済院管理課)

大阪市公告第47号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル ITM棟 6階  
 大阪市建設局総務部経理課  
 電話06 - 6615 - 7540

## 2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	予定台数
	市岡自転車保管所古自転車-1(単価契約)	1,800台
	弁天町北自転車保管所古自転車-1(単価契約)	800台
	高津自転車保管所古自転車-1(単価契約)	500台
	長居自転車保管所古自転車-1(単価契約)	2,700台
	浪速西自転車保管所古自転車-1(単価契約)	2,300台

過去の実績を目安としているが、事情により台数は増減する。

本市が指定した日時に、指定する台数を引き取ること

## 3 下見日時及び保管場所

下見日時		保管場所	所在地
3月22日 (木)	午前10時から 午後5時まで	市岡自動車保管所	港区市岡4丁目4番8号
		弁天町北自動車保管所	港区波除3丁目13番先
		高津自動車保管所	中央区高津3丁目16番先
		長居自動車保管所	東住吉区长居公園1
		浪速西自動車保管所	浪速区浪速西1丁目2番46号

下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上、仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること(ただし、本市の休日を除く。)

なお、売却予定の古自転車については、随時保管所に搬入されるため、下見時に確認した物品と同程度とは限らないので注意すること

建設局管理部自転車対策課 電話 06 - 6615 - 6684

F A X 06 - 6615 - 6576

## 4 契約期間

契約日から平成24年6月30日まで

(ただし、引取期間は平成24年4月1日から平成24年6月30日までとする。)

## 5 入札参加資格

### (1) 平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成24年3月12日(月)までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

\*平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達シス

テム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内 不用品売払入札等のご案内 「平成22・23年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

\*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

- (2) 古物営業法に基づく、古物商許可（行商する）を受けていること
- (3) 財団法人日本交通管理技術協会が実施する「自転車安全整備技能検定」、又は財団法人日本車両検査協会が実施する「自転車技士（自転車組立整備士）試験」に合格していること、又は前述の検定等に合格した者を直接雇用していること

#### 6 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成24年3月12日（月）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記1に同じ

#### 7 入札参加資格の審査及び通知等

- (1) 6の入札参加申込の受付期間に、5の入札参加資格審査書類等を同時に持参して提出すること

なお、5の入札参加資格審査書類等が不足している場合は、入札参加申込の受付を行わない。

- (2) 入札参加資格のうち、5(1)及び5(2)については、承認証等を持参時に確認する。
- (3) 入札参加資格のうち、5(3)については自転車保管所古自転車売却入札参加資格審査依頼書（兼誓約書）に、5(3)にある資格を有する何れかの資格証の写し及び直接雇用を証する書面（健康保険証の写し等）を添付して提出すること

- (4) 7(3)の審査結果は、平成24年3月21日（水）までに、郵送により通知する。

なお、入札参加資格を認めた者には上記通知に際し、入札書（物品買受申込書）を同封して交付する。

また、入札参加資格を認めなかった者には、理由を付して通知する。

- (5) 自転車保管所古自転車売却入札参加資格審査依頼書（兼誓約書）の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (6) 提出された入札参加資格審査書類等は、提出者に無断で他に使用しない。
- (7) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、20(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

#### 8 入札書（物品買受申込書）の交付方法

7(3)による審査の結果、入札参加資格を認めた者に対して、郵送により交付する。

9 自転車保管所古自転車売却入札参加資格審査依頼書(兼誓約書)の交付方法

本公告の日から平成24年3月12日(月)午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

10 仕様書の交付方法

本公告の日から平成24年3月12日(月)午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

11 契約条項を示す場所

上記1に同じ

12 入札保証金

免除

13 契約保証金

契約金額に予定台数を乗じた額の100分の10以上を指定期限(入札日当日)までに納付すること

ただし、契約金額に予定台数を乗じた額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

14 入札執行場所

A T CビルI T M棟 6階 大阪市建設局入札室

15 入札執行日時

平成24年3月23日(金) 午前9時30分

平成24年3月23日(金) 午前10時00分

平成24年3月23日(金) 午前10時30分

平成24年3月23日(金) 午前11時00分

平成24年3月23日(金) 午前11時30分

16 入札の方法

(1) 入札書(物品買受申込書)には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む1台あたりの金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者(代理人)が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

17 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

18 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(注1) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 19 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

#### 20 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
- (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

##### ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書

##### イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険)、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書(国民年金、厚生年金保険、船員保険)、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

#### 21 その他

- (1) 13の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。  
契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

## 大阪市公告第48号

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年3月2日

大阪市長 橋下 徹

## 1 担当

〒559 0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
 ATCビルITM棟10階  
 大阪市港湾局臨海地域活性化室立地促進担当  
 電話06 - 6615 - 7726

## 2 入札の性格

本件は、「舞洲球技場」の有効活用による地区の活性化を図るため、事業提案方式により民間事業提案を募集し、3に掲げる物件について、4に掲げる期間により、条件を付した契約で土地の賃貸借をするものである。

## 3 入札に付する物件

土地

所在地	地目	地積(㎡)	予定価格 (月額)
此花区北港緑地 1丁目1番1内	雑種地	球技場 38,649.55	1,370,500円
		球技場関連施設用地 4,688.69	
		計 43,338.24(実測)	

## 4 土地賃貸借期間

契約締結日から平成44年3月31日まで

ただし、契約締結日は遅くとも平成24年5月31日とする。

## 5 応募資格

個人及び法人もしくは複数の法人による連合体(以下、「連合体」という。)

ただし、次に掲げる条件を全て満たすこと。連合体を構成する場合は、構成員全員が全ての条件を満たすこと。

- (1) 本件地において、提出した「事業計画書」に従って球技場及び球技場関連施設用地を自ら運営しようとする者であること
- (2) 事業実施に必要な知識、経験、技術力、資金力、信用を備えていること
- (3) 事業実施に必要な免許、許可その他の資格を有する者又は事業開始までに資格を有する見込がある者
- (4) 連合体及び連合体の構成員(代表事業者を含む)に関する条件  
連合体は2以上の法人等で自主結成し、代表となる法人等を定めること

応募申込後、代表事業者及び構成員の変更は原則として認めない

各構成員は2以上の連合体の構成員になることができない

代表事業者は出資比率が50%を超えるものとし、事業の遂行に責任をもつこと

各構成員の最低出資比率は10%とする。

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しない者であること

#### 6 事業者募集実施要領の交付場所等

(1) 事業者募集実施要領の交付場所、事業者募集応募申込書等（事業者募集応募申込書、事業計画書、入札書及び応募者に関する資料）の受付場所、契約条項を示す場所及び当該事業者募集に関する問い合わせ先 前記1に同じ

(2) 事業者募集実施要領の交付方法

平成24年3月2日（金）から同年3月27日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで前記1において無償により交付する。

(3) 事業者募集応募申込書及び入札書等の受付期間

平成24年3月21日（水）から同年3月27日（火）まで

午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

なお、事前に受付日時の予約が必要（予約先は前記1に同じ）

#### 7 落札者の決定

提出された事業計画等について、外部の学識経験者等で構成する検討会議からの意見を踏まえ、公募の趣旨に適合する提案を行ったと本市が承認した者の中から、予定価格以上で最も高い月額賃料を入札した者を落札者と決定する。

#### 8 開札の日時及び場所

開札受付 平成24年3月30日（金） 午前10時

開札日時 平成24年3月30日（金） 午前10時30分

開札受付時に前記1において入札保証金を納付すること

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟10階

大阪市港湾局入札室

#### 9 入札保証金

見積価格（月額賃貸借料）の3ヶ月分以上

入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

#### 10 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18条）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（港湾局臨海地域活性化室立地促進担当）

## 大阪市公告第49号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年3月 日

大阪市長 橋 下 徹

## 1 契約担当

〒550 8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号

大阪市消防局総務部総務課（調達）

電話06 4393 6051

## 2 入札に付すべき事項

売払物品		予定数量
古新聞等		約109,000kg
内 訳	古新聞	約25,000kg
	再生紙	約23,000kg
	ダンボール	約21,000kg
	ミックスペーパー	約40,000kg

なお、本市が指定した日時に指定する数量を引き取ること

## 3 引取場所

番号	引取場所	所在地	電話番号
1	消防局庁舎	西区九条南1-12-54	06-6582-2854
2	北消防署	北区茶屋町19-41	06-6372-0119
3	都島消防署	都島区都島本通2-1-8	06-6923-0119
4	福島消防署	福島区吉野3-17-26	06-6465-0119
5	此花消防署	此花区春日出北1-8-28	06-6461-0119
6	中央消防署	中央区内本町2-1-6	06-6947-0119
7	中央消防署上町出張所	中央区中寺1-2-28	06-6764-0119
8	港消防署	港区弁天1-4-1	06-6573-0119
9	大正消防署	大正区小林東3-5-17	06-6552-0119
10	天王寺消防署	天王寺区上本町8-5-10	06-6771-0119
11	浪速消防署	浪速区元町1-14-20	06-6641-0119
12	西淀川消防署	西淀川区御幣島1-10-20	06-6472-0119
13	淀川消防署	淀川区木川東4-10-12	06-6308-0119
14	東淀川消防署	東淀川区菅原4-4-27	06-6320-0119
15	東成消防署	東成区大今里西1-27-13	06-6971-0119
16	生野消防署	生野区舍利寺1-13-8	06-6731-0119

17	旭消防署	旭区大宮 1 - 1 - 11	06-6952-0119
18	城東消防署	城東区中央 3 - 4 - 20	06-6931-0119
19	鶴見消防署	鶴見区横堤 5 - 5 - 45	06-6912-0119
20	阿倍野消防署	阿倍野区松崎町 4 - 4 - 30	06-6628-0119
21	住之江消防署	住之江区御崎 4 - 11 - 6	06-6685-0119
22	住吉消防署	住吉区遠里小野 1 - 1 - 9	06-6695-0119
23	東住吉消防署	東住吉区南田辺 3 - 4 - 5	06-6691-0119
24	平野消防署	平野区平野南 1 - 2 - 9	06-6790-0119
25	西成消防署	西成区岸里 1 - 4 - 26	06-6653-0119
26	水上消防署	港区築港 3 - 1 - 47	06-6574-0119

#### 4 契約期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

#### 5 入札参加資格

- (1) 平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること
- (2) 廃棄物再生事業者登録を行っていること

なお、入札参加承認を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部物品等契約担当に下段記載の「参加申請に要する書類」を提出し、本市物品売払入札参加申請を行うこと

ただし、平成24年3月15日(木)までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

平成22・23年度の物品売払入札参加申請要綱は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>)の目的別メニュー「資料・ご案内」「不用品売払、入札等のご案内」「物品売払入札参加申請書」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

エ、オについては、発行後3ヵ月以内のもの

#### 6 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書等の交付場所、一般競争入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問合せ先

1に同じ

- (2) 入札説明書の交付方法

公告の日から平成24年3月15日(木)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)1

において無償により交付する。

(3) 一般競争入札参加申請書の受付期間

公告の日から平成24年3月15日(木)午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

7 入札参加資格の審査等

6の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して物品買受申込書(入札書)を交付する。

8 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書の作成の要否

要

9 入札執行日時及び場所

平成24年3月23日(金) 午前11時

大阪市西区九条南1丁目12番54号

大阪市消防局庁舎 3階 入札室

10 入札の方法

物品買受申込書(入札書)に記載する金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 落札者の決定方法

予定価格以上で、売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

12 入札の無効

(1) 大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項の規定に該当する入札

(2) 開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者の入札とみなし無効とする。

13 その他

(1) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うこ

とがある。

(消防局総務部総務課)

大阪市公告第50号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年3月2日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒550-0014 大阪市西区北堀江4丁目3番2号

大阪市立中央図書館総務担当 電話06-6539-3314

2 入札に付すべき事項

売払物品		予定数量
古新聞等		約 77,000 k g
内 訳	古新聞	約 15,000 k g
	ダンボール	約 2,000 k g
	古紙等	約 60,000 k g

「古紙等」には、廃棄図書、雑誌、使用済用紙、シュレッダー紙を含む。

なお、本市が指定した日時に指定する数量を引き取ること

3 引取場所、住所及び電話番号

番号	場所	住所	電話番号
1	中央図書館	西区北堀江4丁目3番2号	06-6539-3314
2	北図書館	北区本庄東3丁目8番2号	06-6375-0410
3	都島図書館	都島区中野町2丁目16番25号	06-6354-3229
4	福島図書館	福島区吉野3丁目17番23号	06-6468-2336
5	此花図書館	此花区四貫島1丁目1番18号	06-6463-3463
6	島之内図書館	中央区島之内2丁目12番31号	06-6211-3645
7	港図書館	港区弁天2丁目1番5号	06-6576-2346
8	大正図書館	大正区千島2丁目6番15号	06-6552-1116
9	天王寺図書館	天王寺区上之宮町4丁目47	06-6771-2840
10	浪速図書館	浪速区敷津西1丁目5番23号	06-6632-4946
11	西淀川図書館	西淀川区御幣島1丁目2番10号	06-6474-7900
12	淀川図書館	淀川区新北野1丁目10番14号	06-6305-2346
13	東淀川図書館	東淀川区東淡路1丁目4番53号	06-6323-5476
14	東成図書館	東成区大今里西3丁目2番17号	06-6972-0727
15	生野図書館	生野区勝山南4丁目7番11号	06-6717-2381
16	城東図書館	城東区中央3丁目5番11号	06-6931-6466
17	鶴見図書館	鶴見区横堤5丁目3番15号	06-6913-0772

18	阿倍野図書館	阿倍野区阿倍野筋4丁目19番118号	06-6656-1009
19	住之江図書館	住之江区南加賀屋3丁目1番20号	06-6683-2788
20	住吉図書館	住吉区南住吉3丁目15番57号	06-6606-4946
21	東住吉図書館	東住吉区東田辺2丁目11番28号	06-6699-7000
22	平野図書館	平野区平野東1丁目8番2号	06-6793-0881
23	西成図書館	西成区岸里1丁目1番50号	06-6659-2346

## 4 契約期間

平成24年4月1日(日)から平成25年3月31日(日)

## 5 入札参加資格

- (1) 入札参加日までに、大阪市契約管財局契約部より「物品売払入札参加承認証」の交付を受けていること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 廃棄物再生事業者登録を行なっていること

## 6 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所及び当該入札に関する問合せ先 上記1に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法、公告日から平成24年3月16日(金)までの毎日(大阪市の休日を定める条例(平成3年大阪市条例第42号)第1条に掲げる本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く)上記1において無償により交付する。
- (3) 現場確認を希望する場合は、入札説明書受領時に申し出ること

## 7 入札参加に要する書類

- (1) 物品買受申込書(本市交付)
- (2) 物品売払入札参加承認証の写し
- (3) 廃棄物再生事業者登録証の写し

## 8 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10  
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

## 9 入札執行日時及び場所

平成24年3月23日(金)午前10時  
大阪市立中央図書館4階 第2会議室

## 10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額は、売払物品予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

## 11 落札者の決定方法

物品買受申込書に記載された金額が予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行なった者を落札候補者とし、その者が提出した入札参加に要

する書類等が審査に合格した場合に落札者とする。なお、落札候補者となるべき入札価格が同一の場合はくじによって決定する。

12 入札に参加できない者

大阪市契約関係暴力団排除措置要項に基づく入札等除外措置を受けている者

13 入札の無効

次に掲げる各号のいずれかに該当する場合

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けたとき

14 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 本契約は単価契約とする。
- (3) 落札決定後及び当該契約の履行期間中に落札・契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないこともしくは契約の解除を行うことがある。
- (4) 上記によるもののほか、遵守すべき事項は、大阪市契約規則による。

（教育委員会事務局 中央図書館）

大阪市職員共済組合公告第1号

大阪市職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

平成24年2月23日

大阪市職員共済組合  
理事長 村上 龍一

- 1 日 時 平成24年3月5日（月）  
午後4時30分から
- 2 場 所 大阪市役所 4階 第1・第2 共通会議室
- 3 付議事件 (1) 大阪市職員共済組合定款の一部変更について  
(2) 平成24年度事業計画及び予算について  
(3) その他
- 4 そ の 他 報告事項

（大阪市職員共済組合 庶務係）

（平24.2.23揭示済）

市 会 告 示

## 大阪市会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、次のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成24年2月20日

大阪市会議長 大内 啓 治

- |           |   |                 |   |
|-----------|---|-----------------|---|
| 1. 日      | 時 | 2月28日（火）午後2時    |   |
| 2. 場      | 所 | 大阪市会議場（大阪市役所8階） |   |
| 3. 事      | 件 | 名               | 関西電力管内の原子力発電所の稼働に関する<br>大阪市民投票条例の制定について |
| 4. 人      | 数 | 請求代表者5人以内       |   |
| 5. 意見を述べる | 時 | 間               | 20分以内（陳述者合わせての総陳述時間）                    |

（平24.2.20揭示済）